

電気通信市場検証会議（第2回） 議事要旨

- 1 日時：平成28年6月24日（金）10:30～11:30
- 2 場所：総務省8階 第1特別会議室
- 3 出席者：
 - ・構成員（五十音順）
青木構成員、浅川構成員、池田構成員、大橋座長、佐藤構成員、中尾構成員、林座長代理
 - ・総務省
富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、三田データ通信課長、湯本消費者行政課長、飯村事業政策課企画官、内藤料金サービス課企画官、堀内事業政策課調査官
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - ① 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）（案）について
 - ② その他
 - (3) 閉会
- 5 議事要旨
 - (1) 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）（案）について
（堀内調査官から資料2-1に沿って説明。質疑の内容は以下のとおり。）

佐藤構成員： 資料2-1の3ページ「(1) 固定系通信に関する市場の検証」において、公正競争環境に関する検証の観点の例として、「医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業においてFTTHアクセスサービスの利用が促進されているか」という、非常に幅広い検証の対象が挙げられている。どのような分野まで考慮するのか。

堀内調査官： 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」との整合性を図り、具体的なFTTHアクセスサービスの利用が想定される分野・産業として例示しているものである。

林座長代理： 資料2-1の3ページにおいて挙げられている検証の観点は、行政としての目指すべき方向性や社会全体として望ましい姿をまとめたものではないかと思う。競争評価の目的及び方向性が明確になったため、それにとって

必要な分析手法・分析手段は何かという形で議論しやすくなったと考える。この年次計画は非常によくできていると考える。

これまでの競争評価は、市場画定作業に重きを置いた市場支配力の存否、あるいは市場支配力の行使の有無についての分析が中心であり、いったい何のために分析をしているのか、やや分かりにくい部分があった。この点、今回の年次計画では、目指すべき方向性を観点として示してもらったので、それによって望ましい分析方法が何かを、本会議でこれから検討していくことになるのだと思う。

ただ、佐藤構成員も述べておられたように、これまでと比べて、検証の観点・対象が非常に幅広くなっている。そこで、この電気通信市場検証会議の場において、あるいはそのワーキンググループにおいて、様々な分野の専門家である構成員の先生方から知見や研究の成果を発表してもらい、本会議を行政とアカデミアとの双方向的な議論の場としても活用すればどうか。それによって、アカデミックベースの議論にもより資するのではないかと思う。そのようなことも可能であると理解してよろしいか。

堀内調査官： ご指摘のとおり。構成員の方々の助言をいただきながら適切な市場検証の仕組みをつくり、当該市場検証を実施していくこととしており、今後の本会議の場の持ち方については、是非、双方向型の議論をさせていただきたい。

中尾構成員： 資料2-1の5ページにおいて示されている「新たな市場検証プロセス」は大変素晴らしいと考える。特にフィードバックが重要で、様々な調査項目の調査を開始するに当たり、非常に動きの早い市場の分析方法等を毎年見直しながら進めていけると良いと思う。

特にMVNO市場に関しては非常に速度の速い変化を感じているので、このようなフィードバックが円滑・柔軟にできるような検証ができれば良いと思う。

また、移動系の検証項目に関しては2020年を目指して第5世代のモバイル通信の導入が始まっていくことを考慮すると、非常に動きの早い分野の検証を上手くこなしていく必要があると感じた。

青木構成員： 資料2-2の3ページ「3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」において、確認対象として①から③まで事業者が挙げられているが、②及び③における「支配的な電気通信事業者」について、何が支配的なのか、教えていただきたい。

また、資料2-2の8ページから9ページにかけて、情報の収集に関して需要側と供給側に分けて記述しており、全体として内容は適切であると思う。一点、9ページの(3)情報の取り扱いの前段部分で「公表が必要な情報であるにもかかわらず、電気通信事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等により透明性の確保に努める」というのは、実際にはどのような措置を想定しているのか。

堀内調査官： 資料2-2の3ページにおける「支配的な電気通信事業者」とは、

既に総務省が定めている「サービス卸ガイドライン」の記載に依拠したものであり、市場支配的な電気通信事業者として、具体的に株式会社 NTT ドコモを指定している。

資料 2-2 の 9 ページにおける情報の取り扱いの前段部分について、我々は検証の結果を透明性を持って国民に開示する義務がある一方、取り扱う情報の中には事業者の経営情報に直結するものも含まれるため、透明性を理由に全ての情報を開示することはできないと考える。可能な限りオープンな形にしたいが、個社名では出さないで欲しい等の事情については配慮する必要があると考える。「承諾が得られないという事実を明確にする等により」という部分は、透明性を確保しながら、情報の内容に応じて種々の工夫をしていくということについて、例示的に記載したものである。

浅川構成員： 年次計画（案）は、綿密な検討がなされており全く異存は無い。資料 2-1 の 4 ページ「スケジュール（想定）」について、電気通信市場の分析と業務の適正性等の確認が同時並行で行われ、その後電気通信市場の検証という流れになっている。情報収集として利用者・事業者へのアンケート調査が挙げられているが、実際に使っている利用者や事業者の生の声を聞くのは非常に重要なプロセスだと思う。特にアンケート調査と電気通信市場の分析とのリンクが非常に重要。アンケートでどのような情報を収集しなければならないかということを検討した上で、慎重に調査を進めていくということでも良いと思う。実際にいつ調査するかは議論の中で考えれば良いと思う。

堀内調査官： アンケート調査で収集する情報については、構成員の方々とも相談した上でアンケート調査を実施し、各種分析とのリンクを図っていきたい。可能な限り早期の予算執行を心がけるといふ政府方針との兼ね合いも踏まえつつ、構成員の方々との連携をとりながら実施してまいりたい。
なお、分析等の作業を進めるに当たり、追加で必要となる項目については、必要に応じて追加のアンケートを実施する等、臨機に対応してまいりたい。

池田構成員： 林構成員が述べられていたように、変化の激しい電気通信市場の最新の動向に関する研究については、是非とも双方向的な議論をすれば良いのではないと思う。資料 2-2 の 3 ページに記載されているような、セット販売・セット割引という販売形態について独占禁止法上どのように評価するかということについては、違法判断基準を明らかにしたいという意味で公正取引委員会も関心を持っていると思うし、自分も隣接市場に対する競争にどのような影響が現れるのかということについて関心がある。
総務省として電気通信市場を定点観測する上で、セット販売や様々な連携サービスが登場している状況について、どのような政策関心で分析していきたいと思っているのか。今後の研究次第ということになるのか。

堀内調査官： 一例として、第 1 回電気通信市場検証会議において、NTT 東日本・西日本が提供しているサービス卸の状況を説明した際、卸契約数の過半を MNO 2 社が占めていること等を示した。固定系通信・移動系通信サービスの連携や

異業種との連携サービスの提供が進んできているなか、従来の手法では、このような現状が固定系通信市場に与える影響を明確に分析できなかったが、電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するためには、これらの連携サービスが競争環境に与える影響について分析する必要がある。市場の現状が競争環境にどのような影響なり意味を持っているのか、どのように分析できるのかについて研究したい。その際、競争法の手法等も参考にしたい。是非とも有益な知見を提供していただきたい。

当然、独占禁止法と電気通信事業法は、目的や保護法益が異なるが、アプローチとして取り入れられる考え方や手法も多いと考える。このような点を意識しながら、本会議において研究を進めていきたい。

中尾構成員： 新しいサービスが次々と登場している移動系通信サービスの分析手法を絶えず変えていく時に、これまで閉塞感のあった移動系通信サービスの中で、MVNO の登場という非常に市場を活性化させる良い傾向が見られていることは尊重すべきである。例えば、新しいサービスが登場するのを阻害するような非常に厳しい規制をするようなことはしない方が望ましいのではないかと個人的には思っている。

良くないサービスを提供しているような MVNO は絶えず注視する必要があるが、MVNO によって市場が活性化するような方向に法整備をしていく等、分析結果を消費者に公開していく活動が必要であると考え。移動系・固定系の両方に言えるかもしれないが、大局的な方向として、市場活性化と消費者のサービス享受を完全なものにしていくということがあり、そのような観点からも検証が必要である。

林座長代理： 資料 2-2 の 3 ページ「3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針」について、「確認を行う」とか「課題について聴取する」などと記載されている点についてお聞きしたい。そもそも、電気通信事業が公益事業である以上、電気通信事業者は法令や関連ガイドラインを遵守し、そして、その遵守状況について、行政が十分にフォローアップやモニタリングを行っていくべきは当然のことであり、当該記載はこのことを意味するものだとお見受けした。だからといって、これによって、電気通信事業者は新たな義務や負担が課されるものと捉えるべきではなく、本記述は、電気通信事業者の業務が社会公共的な見地から望ましい姿になっているかどうかを、行政として常にフォローアップしていかなければならないということを示すものだと理解してよろしいか。

堀内調査官： ご指摘のとおり、モニタリング自体が電気通信事業者に対して新たな法令上の義務を課すものではない。事後規制の実効性を確保するため、総務省が、定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認し、電気通信事業者の業務の適正性等に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を講じ、問題が深刻化する前に改善のための取組を推進していくことが重要である。

大橋座長： 前のご議論いただいた「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」を踏まえて、今年度の年次計画（案）について詳細にご議論いただいた。年次計画（案）の中身について修正を要する意見というよりは、年次計画（案）に沿ってしっかり取り組んでほしいという意見であったのではないかと思う。年次計画（案）については特段異論がないということによろしいか。

今後この年次計画（案）の内容で進めていくことになると思う。修正意見なしということで、今後事務局と進めさせていただく。

（２）その他

（平成 27 年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況及び平成 27 年度電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査について、藤野料金サービス課長から参考資料 2 及び参考資料 3 に沿って説明。質疑の内容は以下のとおり。）

中尾構成員： 参考資料 3 について、1 ページにおける「スマートフォン」の区分はおそらく LTE 通信の区分で比較しているのであれば、その指標が良いが、明記した方がよい。各国の都市でスマートフォンを利用していると、東京の通信品質の水準が高いと個人的には思っている。2 ページ以降において 2 GB、5 GB、7 GB のデータ容量で比較した場合の単価が記載されているが、帯域や通信品質、通信の途切れやすさ等、単純に価格で比較できない部分もあるということにも注意した方がよい。

また、参考資料 2 について、NTT 東西のシェアの変化を把握しやすい資料で大変良い。3 ページ「加入者回線に占める NTT 東日本・西日本の各県別シェア（平成 27 年度末）」において、棒グラフのオレンジの部分が電力系・ケーブル系事業者であると述べられていたが、この部分の内訳で、電力系事業者のシェアが近年大きくなっている等、NTT 東西以外のシェアの推移に関する資料は把握されているのか。把握されているなら分析してはどうか。

藤野料金サービス課長： まず、携帯電話の通信品質について、アドバタイズ（広告）の伝送速度とは別に実態の伝送速度がどの程度になるか等、サービスの提供状況が非常に重要なものであるということについてはおっしゃる通り。ただ、どのように速度を比較するかということを決めるのは難しい。というのも、日本においても実効速度の調査をなかなか貫徹できていないことと、調査を進めている手法が各国で揃うものなのかということがあるため。そのような問題意識は持っていきたい。どのような手法が可能かということも含めて、検討していきたいと思っている。

また、加入者回線の各社のシェアについて、回線数の報告は各社からいただいているので、経年でどの程度のシェアになっているかについても把握できる。これまでは各社毎に全ては公表していなかったと思う。どのような形でご覧いただくのが良いか検討し、また報告させていただきたい。

池田構成員： 参考資料3において、スマートフォンにおける月々の支払額を比較していただいているが、各国とも速度の面では LTE と同様のサービスと理解してよろしいか。

藤野料金サービス課長： LTE の場合、また端末は iPhone6S を使用した場合等、条件は全てそろえている。

池田構成員： 参考資料3の3ページ「端末割賦支払後の月々の支払額」について、日本とニューヨークの支払額が高いことが気になる。これは何が原因で、対応策としてはどのような政策が考えられるのか。

藤野料金サービス課長： これは長期利用者の負担が多くなっているため。そのような問題意識からタスクフォースを開催して取り組んでおり、端末を0円で販売する等の形でキャリアが諸々の補助を行っていたのではないかという結論になり、そのような形を改めていただけないかということで現在取り組みをしている。その中で長期利用者の料金についても是正をする方向でキャリアが検討を進めており、一部取り組みが実現してきている。そういった取り組みの推移を見ていきたいと思っている。

池田構成員： 参考資料2の2ページにおいて、グラフではメタル回線の加入者回線数が減少し、光ファイバ回線の加入者回線数が増加しているが、これは実際にメタル回線が利用されなくなり、メタル回線の設備が撤去されてきていると捉えて良いのか。

藤野料金サービス課長： 実際に光ファイバしか利用しない場合でも、メタル回線の設備を必ずしも撤去するとは限らないため、設備の実際の状況というよりは加入者ベースで見ているとご理解いただきたい。

佐藤構成員： 参考資料3について、通信料金の国際比較は非常に難しいことであつたのではないかと思う。日本の場合はメニュープランが非常に多様で、また端末を利用している期間によっても個々の利用者の支払いは異なっている。諸外国でも同様の状況になっているのか、メニュープランがどれだけ多様で、本資料で記載されている平均的な支払額と実態の支払額が乖離している可能性はあるのか。

また、参考資料2の3ページ「加入者回線に占める NTT 東日本・西日本の各県別シェア（平成27年度末）」について、中尾構成員が述べられていたことに同感である。NTT 東西以外の事業者の内訳が NTT のシェアを下げることを考えた時に、電力系事業者等のまだ参入が薄い部分についてどのように考えていけば良いか等、今後の具体的な政策を考える上でもかなり重要であると思う。

このページの資料と4ページ「光ファイバ回線に占める NTT 東日本・西日本の各県別シェア」を見た時に、NTT 東日本エリアの東京都周辺などは NTT 東日本がシェアを占めている一方で、NTT 西日本エリアの静岡県・三重県・徳島県などは NTT 西日本のシェアが下がっており、県別に競争状況がどのようになっている

るのが詳細で、興味深い。情報等あれば、教えていただきたい。

藤野料金サービス課長： まず、メニュープランに関して、確かにばらつきは生じている。例えばデータキャップは参考資料3の2ページにおいて2GB、5GB、7GBと分けているのは、NTTドコモが近いメニューを提供しているためこのような分け方となっており、必ずしも同様のデータキャップとなっているわけではない。例えばニューヨークの場合、2GBでの比較部分で実際には3GBのプランも使っており、5GBにおいては6GBも使っているほか、7GBの比較における支払額は実は12GBのものである。極力条件を揃える形で調査している。そのような部分を勘案しなければならないところも、確かにあると思う。

また、NTT東西以外の事業者について、各地域によって状況は異なるが、例えばご指摘いただいた三重県・静岡県においては中部テレコミュニケーションのシェアが最も高く、どちらの県でも概ね1割程度を占めており、その他にケーブル系事業者等が存在する。ケーブル系事業者のシェアが非常に高い県もある。そういった状況をどこまで示せるかについて、一度検討したい。

堀内調査官： 本日までご議論いただいた年次計画（案）については、近日中に意見募集を行う予定。意見募集の具体的な日程については、改めて総務省のホームページ等で公開するとともに、構成員の皆様には別途ご連絡させていただく。意見募集で寄せられたご意見については、総務省の考え方等を整理・公表の上、年次計画として確定・公表する予定。

(3) 今後のスケジュールについて

堀内調査官から、次回以降のスケジュールについて説明があり、詳細については別途連絡することとなった。

(以上)